平成３０年（フ）第６３号
兵庫県明石市立石２丁目４―31、住民票上の住所神戸市西区伊川谷町有瀬812番地の６１―608号
債務者　青田　征二
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成３０年（フ）第２０号
熊本県八代市通町６番４号
債務者　永松　三枝
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成３０年（フ）第４１５号
名古屋市天白区中平１丁目1405番地　藤和シティホームズ原602号
債務者　井手　弘美
1　決定年月日時　平成30年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１９９号
神戸市北区ひよどり台１丁目18番地の12
債務者　小野　勝也
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３１４号
神戸市長田区神楽町１丁目２番14号　コーポカグラ305号、従前の住所神戸市長田区若松町５丁目５番１―1520号
債務者　不動商会こと不動加工所こと　安田　昌一
1　決定年月日時　平成30年５月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５６号
松江市東津田町1243番地　山陰福山通運㈱社宅２Ｆ208号室
債務者　佐藤　光正
1　決定年月日時　平成30年５月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第５６５号
札幌市北区あいの里３条９丁目７番14号
債務者　竹田真由美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５７９号
札幌市西区二十四軒４条３丁目１番19号　マンション恵４号
債務者　山中　達久
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５８５号
札幌市豊平区平岸４条７丁目５番10―306号
債務者　渡辺　理美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６１８号
札幌市豊平区美園７条８丁目１番20―401号
債務者　広瀬　順子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６５７号
札幌市豊平区福住１条４丁目12番６号
債務者　石黒　歩美（旧姓川島）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第６８５号
札幌市西区琴似２条７丁目２番16―907号
債務者　星川　彩恵（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第５４号
北海道旭川市大町１条15丁目231番地の21　サンローズマンション201
債務者　鹿田　愛理（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
旭川地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第７９号
釧路市鳥取南６丁目１番10号　２階
債務者　菅原　敬子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第１９号
山形県酒田市亀ケ崎２丁目19番17号
債務者　渡邊みどり
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第２６号
福島県会津若松市神指町東城戸383番地　武藤アパート１―１、前住所福島県大沼郡会津美里町新屋敷字東十二神甲1950番地
債務者　小川　嘉勝
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成３０年（フ）第２９号
福島県会津若松市北会津町東麻生686番地、前住所福島県会津若松市門田町大字飯寺字村西864番地の41　ヒルズマユミ102号
債務者　坂内　健志（旧姓一条）
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月11日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係